

三池大災害28周年、三井の災害責任は消えず



号外

No. 429

1991. 11. 1

池炭組合

三労電話 53-3033
炭電 528

保安を守り労働条件向上のためには力をあわせてたたかおう

炭鉱の存続は保安の確保から

昭和三十八年十一月九日の三川鉱炭塵爆発から二十八周年を迎えます。この三川鉱大災害は、政府が進めてきた「スクラップ・アンド・ビルト」の石炭政策下の中、三井資本の保安無視、増産体制の結果引き起こされた「人災」であり、四百五十八人の労働者の命を奪い、八百三十九人の一酸化炭素中毒患者を出す、わが国における戦後最大の炭鉱災害となりました。

二十八年経ったいまでも遺族はわずかな年金で生活し、CO中毒患者も合併症や後遺症に悩まされながら闘病生活を余儀なくされています。私たちは今日まで三井資本に遺族・CO中毒患者に対する生活補償や治療の確立を求めてきましたが、極めて不十分なまま現在に至っています。三井資本の災害責任は断じて許されるものではなく、社会的・道義的責任は遺族・CO中毒患者が生き続ける限り消滅するものではありません。

三川鉱大災害の責任は会社に

五十五万円要求

石炭は十一月十二日から中央交渉

三川鉱大災害は炭塵爆発によって引き起こされたもので、政府調査団の報告書でも明らかにされています。大斜坑のベルト・コンベアの下や車道などに大量に堆積した炭塵が、炭車の逸走によって舞い上がり、その炭塵に何らかの原因で着火し大爆発を起こしました。

この炭塵爆発は、炭鉱災害のなかでもっとも恐ろしい災害であります。この爆発により極めて有害なCOガスが坑内に広がり、他に例をみない大量の犠牲者を出す結果となりました。このような災害を未然に防止するため、炭鉱経営者は散水・岩粉散布を日常実施し、災害防止をはかる義務と責任があるのです。

炭労の期末手当闘争は、十月三十日に要求書を石炭各社に提出、十一月十二日より交渉を開始し、中旬の解決をめざしています。期末手当五十五万円の要求の考え方は、八次策前の水準への復元をはかることを前提としています。

三井社における九一年度の上期期末手当は、期末手当三十六万六千円、協力一時金一万五千円、特別協力金五千円、組合賃付金二万五千円、計四十一万一千円で妥結しています。その結果、依然として他産業の平均を大きく下回った状況が続いています。

一方、三池港務所の期末手当は、要求額六十五万円を三井鉱山社に提出、十一月十三日から中央交渉となります。三池港務所の上期期末手当は、五十七万五千五百円の妥結でしたが、ここ数年石炭社と比較し、一步踏みこんだ回答を示してはいるものの、他産業に比べまだ大きな格差があります。

今次期末手当闘争は、他産業との格差是正をはかり、生活向上をめざす意味において重要なたたかいです。力を合わせて頑張りましょう。

※

とき 十一月九日（土）十四時

ところ 大牟田労働福祉会館 二階中ホール

※なお、当日は二十四時間ストライキに突入します。

三池炭鉱における労働災害の推移

区分 年度	罹 災 数				
	死 亡	重 傷	軽 傷	微 傷	計
S. 36年	(1) 16	1,922	2,292		(1)4,230
37	15	1,757	2,083		3,855
38	474	2,159	1,631		4,264
39	(3) 8	1,400	1,414		(2)2,822
40	(3) 10	1,655	1,981		(3)3,646
41	(1) 6	1,645	1,949		(1)3,600
42	(1) 15	1,738	1,214		(1)2,967
43	10	1,519	1,105		2,634
44	(1) 8	1,667	987		(1)2,662
45	7	1,192	462		1,661
46	(1) 7	930	267		(1)1,204
47	5	916	259		1,180
48	8	629	142		779
49	(2) 4	362	50		(2) 416
50	(4) 4	330	39		(2) 373
51	(2) 2	321	32		(2) 355
52	2	268	16		286
53	7	285	27		319
54	5	173	2		180
55	(1) 4	177	0		(1) 181
56	6	66	1		73
57	3	111	1		239
58	(1) 1	86	1		(1) 131
59	(1) 87	144	2		246
60	0	80	1		88
61	1	58	0		69
62	0	43	1		44
63	1	36	0		42
H. 1	1	20	0		21
2	1	11	0	2	14

(注) 1. 年度は1~12月
2. ()の数は、会社統計外で、下請工、港務所における死者及び重傷後日時を経過して死亡したものである。